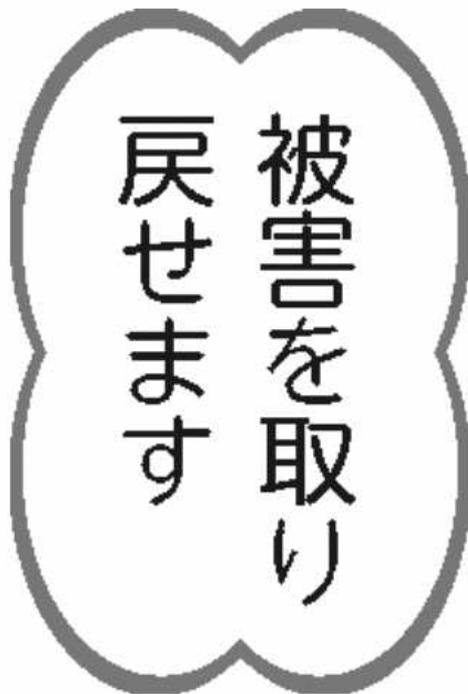


くらしの安心・安全情報をお届けします！

# 墨田区消費者ニュース

過去の被害回復ができると言われて、現金を手渡したが、嘘だった！？

～被害回復できますという勧誘は毅然と断りましょう～



詳しくは、4ページをご覧ください。

困ったときは、すみだ消費者センター  
(03-5608-1773)までご相談を！

Vol.193  
令和4年冬号

## 「悪質商法」にだまされない！！ ～高齢者がねらわれています～

言葉巧みに不安をあおったり、親切にして信用させて、年金や貯蓄などをだまし取ったりする悪質商法が増えています。“自分は大丈夫”と思わず、日頃から警戒心を忘れないことが大切です。

### 点検商法

無料点検を持ちかけて「このまま放置しておくと、大変なことになりますよ」などと不安をあおり工事させる商法  
「屋根工事」「シロアリ駆除」「浄水器の購入」など  
\*その場で契約するのはやめましょう。

### 催眠商法

無料プレゼントや安い食料品等を販売するチラシを配って会場に人を集め、販売員の巧みな話術で雰囲気盛り上げ相場とかけ離れた高額な商品売りつける商法。  
「健康食品」「電気治療器」「布団類」など  
\*安易に会場に近づかないこと。勧誘されても不要な商品の購入は、きっぱり断りましょう。

### 送り付け商法

注文していない商品を一方的に送りつけ、代金を払わせる商法。  
\*身に覚えのない商品は、受取り拒否しましょう。

## 利殖商法

自宅に電話がかかり「必ずもうかる」「値上がりする」など、利益ばかり強調して、投資や出資を勧誘する商法。  
\*自分で判断しないで、きっぱり断る勇気を持ちましょう。

## 押し買い商法（訪問購入）

貴金属や着物の買取り業者が訪問して、見せた貴金属等を半ば強引に安く買い付け、後に返品を要求しても理由をつけて、返品に応じない商法。  
\*売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう。

## かたり商法

公的機関の職員を装い相手を信用させて、販売している「消火器」「火災報知器」「浄水器」など

## 次々販売

一度契約したら、次々と別な商品売りつける商法。消費者情報が業界に流出して別の業者が勧誘にくる。「布団」「健康食品」「磁器マットレス」など

消費者庁、国民生活センター資料より

高齢者は自宅にすることが多いため、狙われやすいのです。不安になったらすぐに相談しましょう！

～被害回復できますという勧誘は  
毅然と断りましょう～

◇相談事例

1週間前、突然、若い男性がやってきて「昔、浄水器の詐欺被害に遭ってしまいましたね。みんなで詐欺被害を回復するため資金を出しあって弁護士に依頼することになりました。費用は一人35万円です。」と言われ、手元にあった年金と蓄えから35万円を支払った。弁護士に渡す必要があるというので保管していた浄水器の売買契約書も手渡した。本日、被害金が口座に入金されるはずだったが入金確認できない。騙されたと思う。若い男性の氏名はわからない。領収書も受け取っていない。どうしたらよいか。 (相談者 80歳代 女性)

## ◇アドバイス

高齢者の自宅を訪問し、過去の被害を回復するのに費用が必要と言って、多額の金銭を要求されたというトラブルがありました。契約者の名簿等が悪用されている可能性があります。過去の被害を回復するという根拠がはっきりしない請求には、お金は払わず毅然と断りましょう。迷ったら、その場で判断せずに消費者センターに相談しましょう。

今回のように、氏名もわからない相手にお金を払ってしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に取り合わないでください。

周囲の人は高齢者がトラブルにあって  
いないか普段から気を配りましょう。

## クーリング・オフとは・・・

訪問販売や電話勧誘などで、冷静な判断ができない状況で契約をしてしまった場合、法律で定められた期間内であれば違約金を支払うことなく無条件で契約を解除できる制度です。ただし、乗用車、使用してしまった消耗品など、一部適用されないものもあります。

## クーリング・オフできる期間

クーリング・オフは適用対象ごとに期間が定められていますので、早めに通知することが肝心です。

### ●訪問販売 8日間

「景品が当たった」などと他の人より有利な条件で契約できると言ったり、本来の目的を告げずに契約を迫ったりするアポイントメントセールス、路上などで呼びかけられ喫茶店等で契約を迫るキャッチセールス等

### ●電話勧誘販売 8日間

電話で加入し、申し込みを受ける取引

### ●連鎖販売取引 20日間

契約後に自分が次の買い手を探し、次々に販売組織に加入させる、いわゆるマルチ商法

### ●訪問購入 8日間

店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべて物品を事業者が消費者から買い取る契約

## 「クーリング・オフ」の方法

契約書を受け取った日を含めて期日以内に、書面や電磁的記録で通知してください。

書面・・・ハガキ、封書等

電磁的記録・・・メール、USBメモリ等の記録媒体、事業者がウェブサイトに掲げるクーリング・オフ専用フォーム、FAX等

送付する前に、はがきは両面をコピー、電磁的記録はスクリーンショットをし、大切に保管しましょう。

書面で送付する場合は、「特定記録郵便」や「簡易書留」で送ってください。

支払ったお金は全額返金を要求できます。商品の引き取りは、事業者負担です。

### 契約解除の通知書

契約年月日 令和 年 月 日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○○円

販売会社名 株式会社○○○  
×××営業所  
担当者 △

上記契約を解除します。

すみやかに支払い済みの \_\_\_\_\_ 円  
を返金し、商品をお引き取りください。

令和 年 月 日

契約者住所 \_\_\_\_\_

契約者氏名 \_\_\_\_\_

こうやって書けば  
いいんだね！



# すみだ消費者センター相談室



相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）  
日曜日・祝日、年末年始はお休みです

相談時間・・・午前 9 時～午後 4 時 30 分

所在地・・・墨田区押上 2-12-7 セトル中之郷 2 階



東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3 出口  
から徒歩 3 分

東武スカイツリーライン「東京スカイツリー駅」東口から徒歩 7 分  
区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター前」で下車

令和 4 年 1 2 月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 5608-1516